

【一般債小委員会メンバーに対して実施したアンケートの結果】

一般債小委員会（平成 26 年 4 月 25 日開催／第 82 回）において、「社債権者への情報伝達インフラの整備に関する検討について」に係る説明を行い、委員を対象にアンケートを実施した。

なお、機構の考え方等については、次の①及び②を踏まえて回答している。

- ① 社債懇事務局（日本証券業協会）において取りまとめられた社債権者への情報伝達インフラの整備に係る基本的な考え方
 - 現行の「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」の内容を拡充したガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）を策定し、現行のインフラⁱを活用する。
 - 新ガイドラインの対象は、原則、一般債振替制度で取り扱う公募社債とする。

- ② 現行ガイドラインの枠組み
 - ガイドラインは運用指針であり、その利用にあたっては、法令及び機構の規程規則等に基づく強制力を有さない（発行会社や破産管財人等のガイドラインの利用者（以下「利用者」という。）がガイドラインを利用するのは任意。）。
 - 情報伝達は Target 保振サイト等の現行インフラを活用する（システム対応は行わない。）。
 - ガイドラインを経由して通知を受領した社債権者から利用者への情報の還元はガイドラインの仕組みの外で行う。

カテゴリ	質問・要望	回答・考え方
(1) 利用義務	発行会社や社債権者等の利用者が新ガイドラインを利用するのは義務なのか。	現行ガイドラインが法令等に基づくものではなく、運用指針であることを踏まえ、利用は任意とします。
	新ガイドラインに基づき利用者から通知を受領した口座管理機関が、下位の口座管理機関や社債権者に当該通知を連携するのは義務なのか。	口座管理機関においては、本検討の前提である社債権者保護の仕組み（情報の迅速・確実な伝達等）へのニーズの高まり及び社債権者間の公平性の確保の観点から、利用者から依頼のあった通知事項を下位の口座管理機関や社債権者に連携いただくことが望まれます。

ⁱ 現行ガイドラインのルールや Target 保振サイト等の通知手段を指す。

カテゴリ	質問・要望	回答・考え方
(2) 利用者	<p>新しく利用者として追加が検討される「社債権者」は、どのように新ガイドラインを利用できるか。</p>	<p>第 82 回一般債小委員会の社債懇事務局資料（別紙 1-1）（以下「社債懇事務局資料（別紙 1-1）」）2. (1) 社債権者集会に関する事項の連絡に係る「ロ. 社債権者集会招集のための意向確認」となります。具体的には、総額の 1/10 以上を保有する社債権者が、新ガイドラインを利用して他の社債権者の意向を確認し、その結果を踏まえて発行会社等に対して社債権者集会の招集を請求する場合などが考えられます。</p>
	<p>発行会社の新ガイドライン利用に際して、発行代理人及び支払代理人が手続を代行することは可能か。</p>	<p>新ガイドラインの利用主体は発行会社となります。ただし、機構とのやりとりなど、利用にあたっての手続を発行代理人及び支払代理人が発行会社に代わって行うことは可能と考えています。現行ガイドラインの利用においても、発行代理人及び支払代理人が機構に対して手続等を行った事例はあります。</p>
	<p>オムニバス口座に記録された非居住者や信託口座に記録された最終投資家が社債権者として新ガイドラインを利用することが可能か。</p>	<p>オムニバス口座に記録された非居住者が新ガイドラインを利用できるかどうか等について、小委員会メンバーへのヒアリング等を踏まえ、権利行使等の実態を確認のうえ、具体的な利用可否を検討していく予定です。</p>
	<p>新ガイドラインの濫用や目的外利用の回避策は、社債権者に限定せずすべての利用者に適用すべき。</p>	<p>濫用や目的外利用については、利用時に限定列挙した利用目的から該当するものを選択いただくなど、利用者に対して一律に利用目的等を確認するといった対応により防止していく予定です。</p>
(3) 通知に係る 事務フロー	<p>通知内容によっては、一定の期日に間に合うよう通知する必要が生じる。口座管理機関が社債権者に通知を行うのに十分な日程的余裕をもって利用がなされるべき。</p>	<p>社債権者に通知が届くまでの期間が十分確保されるよう、日程に余裕をもって利用できる運用手続を検討していく予定です。</p>
	<p>機構から機構加入者、口座管理機関から社債権者への通知はどのような方法を想定しているか。システム対応の予定はあるか。</p>	<p>機構から機構加入者への通知は、Target 保振サイトを利用する予定です。</p> <p>口座管理機関から社債権者への通知については、個社の顧客サービス等の枠組みに応じて御判断いただくものとし、新ガイドラインで手段を</p>

カテゴリ	質問・要望	回答・考え方
		<p>指定又は限定することは予定していません。</p> <p>なお、新ガイドラインの検討にあたり、統合 Web を含むシステム対応の予定はありません。</p>
	<p>通知内容の分かりやすさ、社債権者の知識レベルに応じた対応等について、実務的な観点から検討すべき。</p>	<p>社債権者に対する通知の連携や通知内容の説明に係る口座管理機関の事務負担を出来るだけ軽くする運用について、例えば通知内容の分かりやすさを一定の水準に保つために、通知カテゴリや連絡先等の主要な項目を記載した通知の雛形を準備するなどの方策について、関係者への影響を考慮しつつ、検討していく予定です。</p>
	<p>通知内容を知らずに購入した（購入する）社債権者への手当てが必要ではないか。</p>	<p>新ガイドラインはその利用が任意であり、また社債懇事務局資料（別紙 1-1）2.（3）社債要項に定める通知事項の連絡の備考欄に記載のとおり、公表済の事項を社債権者に伝達するための補完的な手段との位置付けですが、通知内容を知らずに購入する社債権者に対しては、口座管理機関から通知がされることが望ましいと思われれます。</p>
	<p>通知を受領した社債権者から利用者に対して意向確認等の情報の還元（意向確認等）がなされる場合には、階層構造を利用して社債権者の情報の吸い上げがされるのか。</p>	<p>ガイドラインを経由して通知を受領した社債権者から利用者への情報の還元は、現行ガイドライン同様、階層構造を利用せず、ガイドラインの仕組みの外で行うこととします。</p>
(4) 通知事項	<p>バーゼルⅢ規制に準拠した実質破綻時免除特約付劣後債について、実質破綻事由発生に係る通知を新ガイドラインの対象としてほしい。</p>	<p>バーゼルⅢ準拠債に係る通知を通知事項に追加することについては、複数の委員から強いニーズが寄せられているため、追加する方向で検討したいと考えています。</p>
(5) 費用負担	<p>利用者の立場としては、新ガイドラインの利用料は、出来るだけ安価なことが望ましい。</p> <p>口座管理機関から社債権者への通知に基づく費用を利用者が負担する際には、支払手続が煩雑にならないようにしてほしい。</p>	<p>機構が Target 保振サイトに通知を掲載する等の一連の手続について利用者から徴収する費用は、機構にて今後検討していく予定です。</p> <p>社債懇事務局（日本証券業協会）に確認したところ、社債市場の活性化に関する懇談会の下、設置された「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」においては、口座管理機関は現状、社債権者への通知に関する費用を徴収していないことを踏まえ、顧</p>

カテゴリ	質問・要望	回答・考え方
		客サービスの一環として対応可能な範囲で検討が行われた結果、現在の通知項目が整理されています。なお、新ガイドラインの見直しの際、口座管理機関の費用徴収の可否等も含めた費用負担のあり方については、利用実績を踏まえたうえで、検討することとされています。

以 上